

平成 29 年度第 3 回神奈川県における動物愛護施策に関する

検討会概要

【傍聴人 4 名】

議題

神奈川県における動物愛護管理施策について
最終報告の内容について

委員

回復の見込みがない、苦しんでいる、狂暴性がある場合、やむを得ず安楽死をさせる場合があるという県の見解がある一方で、現場からは殺処分はできないと言われる。

考え方が統一されていないことは問題である。

事務局

平成 25 年度、犬の殺処分ゼロを達成し、のちに継続宣言をしている。

宣言の際には回復の見込みがない、生かすことで苦痛しか与えない場合は、殺処分いわゆる安楽死もあることを明言しており、県の基本的な考え方は変わっていない。

誤解を招かないよう現場と意思疎通を図っていきたいと考えている。

委員

県の上層部の方針として殺処分ゼロを訴えている現状では、現場としては、できないと言うしかないのかもしれない。

委員

同じように猫についても安楽死するべきだと言っても、現場はできないと言う。殺処分ゼロを継続するために、虐待以外の何物でもないと思う。

多頭飼育の件も数年の間にすごく増えている。前回の会議の後、4 件把握している。

そのうち 1 件は飼い主が死亡して、手数料を払えない状態だった。県の見解も一頭 4,000 円払わないと収容できないという。ボランティアが代わりに支払うというおかしなことになっている。

また、飼い主が逮捕されて、16 匹のネコの引取り手数料を払うお金がないというケースもあった。ボランティアが代わりに支払った。助けるために使うべきお金を使っている。生活保護の世帯にしても少しずつお金を毎月返すとかやり

方は考えられると思う。実際そこに取り残される現場でその子たちはどうするか。

今まで、なぜ私がお金を代わりに払ったかという、今まで 13 件の多頭飼育崩壊があった。動物保護センターに収容しても避妊又は去勢手術できないからボランティアの方で手術をしていたが、それだと行政が数字を把握できなくなるため、今度は動物保護センターに収容した。収容した後すぐ引き出しているが、そのようなことをボランティアがしているのを把握しているのか。

事務局

ボランティアの方がご尽力していることは承知している。

多頭飼育問題は重要だと考えているので登録制に向けた条例改正や関係機関等との連携などをふまえて対策を検討している。

委員

収容できる動物はいいが、所有権が分からない、飼い主が引取り手数料を払えない、亡くなった、逮捕された等で、現場に置いておかなければならない動物をどのように保護していくか。そこを考えていかないとボランティアがつぶれてしまう。つぶれるわけにはいけないので考えていただきたい。

委員

新しい動物保護センターの構想では手術室が整備される。前回の会議でも、手術を行える獣医師を県が確保する、それが無理なら獣医師会がサポートするという話が出た。新しい動物保護センターの中でハードだけでなくソフト面も充実していただきたい。

委員の意見では市と本庁と出先との連絡がうまくいっていないという内容に聞き取れた。県保健福祉事務所、動物保護センター、市、県の行政の連絡はどうか。

事務局

県内部の定期的な会議は年 2 回の他、研修の機会等、意思疎通を図るようにしているが今後さらに深めていくように考えている。

県と市との定期的な会議も年一回狂犬病予防の会議、動物保護センター主催の会議を設け意見交換している。引き続き情報共有をしていく。

委員

市の立場として県がこのようにすると市もやりやすいという意見があったら伺いたい。

委員

多頭飼育していた方が不慮の事故で飼育できない現状がある。多頭飼育している人についての情報共有をお願いしたい。

飼い主と県と市の連携、ご負担いただくボランティアの方々との体制、ケースに応じた対策マニュアルが必要である。

保健所のない市が単独で犬猫の緊急対応をするのは難しい部分がある。県から過去の事例について参考に教示いただき、細かい対応を期待したい。

委員

安楽死の要領の中には基準はあるのか。動物保護センターでは対応されているのか確認したい。

委員

県は殺処分ゼロを訴えているので必要があっても安楽死することができず要領が機能していないということではないか。

動物保護センター

変更の検討はしている。現状をそのまま今に当てはめるということではない。

事務局

もともと致死処置の要領はあるがその内容では対応しきれていない。今後整理をしていく時期に来ている。

委員

安楽死は臨床の世界では認められた基準がある。世界的に運用されている。それに通じる形にする。こういう場合には安楽死をやっていることを示すことが大切である。

事務局

今後、整理していきたい。

委員

多頭飼育は届出制のシステムを飼い主に遵守させきちんと把握していただく。県の方で各市町村に情報をフィードバックし、お互いに情報を共有していく。多頭飼育の届出制の基準を作って運用していく必要がある。

委員

県が飼い主からペットを引き取る時には、手数料を徴収しているのか。他自治体はどうなっているのか。

事務局

他自治体でも手数料を徴収して飼えなくなった動物の引取りを行っている。自治体によって徴収の有無や金額は異なる。

委員

手数料はとっていいと思う。生活保護の人にしても、増やしてしまった人にしても支払わなくてよいということではない。

現状のシステムでは収容できないといっても、ボランティアが放置することは立場上できない。その人に代わって引取り手数料を立て替えている。対策を講じる必要がある。

委員

引取り手数料をとらないとなると安易に動物が多く入ってくる。原則として手数料をとることは必要だが、県の方で臨機応変に対応してもらえない。

委員

殺処分ゼロを達成しているとしても、「ゼロ」の定義が自治体によって異なるケースがある。

譲渡適性のある動物は処分しない（ゼロである）が、譲渡適性に問題があったり、負傷などによる諸事情による動物は処分する、いうところもある。このことは神奈川県だけの問題でなく、「処分ゼロ」についてを全国的に考えていく必要がある。神奈川県がゼロを継続していくためには、官民の協働が必要だと考える。

その中で、ボランティアが活動しやすい環境整備、県と協働していく中でのシステム、費用など柔軟な対応が必要である。

官民で一緒にやっていくための、理想、理念をきちんと持つこと、具体的なビジョンがあってもよいのではないか。

職員間の意思疎通についても言葉の定義ができていないから誤解が生じたのではないか。自治体内の教育や、情報共有において、同じ水準を保っていくことが必要である。

委員

殺処分ゼロという言葉の使い方をうまく考える必要がある。

委員

多頭飼育対策については、規定、条例を作っても、機能しないと意味がない。きちんと機能する制度を作る必要がある。

委員

状況をつかむことが必要である。状況をつかんだら、県の動物行政の担当者が現場に行って、避妊又は去勢手術を進める手術費用をどうするかという検討になる。

委員

ボランティアがどこまでやるか、行政がどこまでやるのかわからない。多頭飼育があれば行政が関わっているのか。

事務局

両方でやっている場合もある。

委員

協働してやっているわけですね。どこまでが行政、どこからがボランティアなのかをきちんとした方がいい。

委員

飼い主が意思表示できない状態になった時、犬、猫をどうするか。行政は所有権がある犬や猫は引き取れない。現場としては飼主の急死、事故、寝たきり等への対策も必要である。これまではボランティアが対応していた。

1月にボランティア調整会議があり、これまで横浜市、川崎市、横須賀市の方には、動物保護センターの犬は譲渡できないルールであったが、2月から横浜市、川崎市、横須賀市の方にも譲渡できるようになり、嬉しく思っている。

大々的に告知していただきたい。神奈川県庁のホームページ見てくださいますと言っているがなかなか見ない。行政自身でも広めてほしい。

負傷猫制度の見直しが必要である。40年以上前に作られた制度で、限界である。開業医の先生に協力を仰ぐということは難しいのか。

事務局

負傷猫の処置に係る契約者を募集するにあたり条件として「神奈川県域全体の負傷している猫を治療できる方」としている。例えば平塚にある動物病院など一つの病院だけでは対応が難しいからか、組織的な対応を行っている県獣医師会に手を挙げていただいているのが現状である。

委員

収容後公示期間の5日間の治療をして、回復したが譲渡できない猫もいるので対応に困っているケースがある。県獣医師会としては、負傷猫の処置業務は、公益法人としての使命として対応しており、原則として受けることは問題ない。

県と個人動物病院との契約では、対応は難しい。

現在の契約上の問題点があるが県からも改善について前向きな回答をいただいている。

委員

分かった。実際にやりたいという先生の話も耳に入ってくる。やりたい先生がいるのであれば協力を仰ぐのはいいのではないか。

委員

獣医師会としては、そのような先生は県獣医師会に入会して活躍していきたいということか。

委員

そのとおりである。公益事業として実施している。入会のハードルは無いので是非入会して共に活動してほしい。

事務局

県と獣医師会の契約について課題を含め検討していく。他県の様子を含め勉強していき、よりよい方法を検討する。

委員

自治体の管轄地域を越える譲渡の促進について、環境省が2014年に通達を出している。譲渡を促進するようにとの通達であり、その周知が必要である。

委員

県は横浜市、川崎市、横須賀市民に対しても譲渡できるようになった。

県外住民への譲渡はボランティアはやっている。

委員

ものすごく収容される犬が多い自治体もある。日本国内で差がある。垣根を越えてよいことはできるようにした方がよい。

委員

新しいセンターにおける活動の柱の一つ「災害時動物救護」については、単に「災害時動物救護」とだけ示すと、「災害時にはあらゆる動物を被災動物として自治体が救護する」という語彙となってしまうのだろうか。環境省が改定中のガイドラインにおいても「動物救護」から「飼い主の自助の支援」へと表現が変わっている。

救護対象動物の範囲をどのようにするのか、飼い主支援なのか、動物救護なのか等、コンセプトを決めて表現を考える必要があると考える。

委員

殺処分という文言も変える必要がある。

事務局

表現について、検討する。

委員

被災の場合、ペットと同行避難と言っているが、連れて行って良い場所を確保してほしい。

委員

自治体が決めたとしても、実際には避難所運営の方の状況判断による。また、同行避難することが地域防災計画等の中で決まっても、被害規模や避難所内の状況により、動物は入れないこともある。まずは自治体の方針を、避難所運営側に理解いただく働きかけが重要である。

委員

マイクロチップについては、平成 30 年度が動愛法の見直しの年になっている。販売する犬猫にマイクロチップを義務化する方向で検討している。

委員

マイクロチップが義務化となれば、被災動物と飼い主のいない動物との区別ができる。保護動物に所有者がいるかどうか分からず、繁殖制限処置も譲渡もできない、という問題にも対応できる。

委員

猫には、マイクロチップをどのくらいの年齢から入れて差し支えないのか。

委員

マイクロチップのサイズが 13 ミリから 8 ミリになったため、離乳ができる段階で入れられる。

ただし、獣医神経学学会では、将来その動物に MRI 検査することを考えると、脊椎神経疾患に影響のない位置に挿入することが推奨されている。

委員

動物保護センターの建設に向けての今後のスケジュールは、どのようになっているか。

事務局

動物保護センターに関しては、やっと工事が始まった状況である。1 年間かけて工事をする。31 年の 4 月オープンを目指している。

委員

災害時について、もう一つだけ。

物流、在庫を持っている業者等と災害時の物資提供についての協定を結ぶのがよい。

委員

避妊又は去勢手術を動物保護センターでできるようにするということであるが、手術ができる県公務員獣医師を確保できるようにすることが大切である。

委員

今、動物保護センターでは研修はやっているのか。

動物保護センター

所外研修を今年度からやる予定であったが事情によりできなくなった。今後、所外研修をする予定である。

事務局

動物保護センターの体制については、来年度しっかり考えていく。

委員

動物保護センターにどこまでの獣医療を求めるのか。

委員

動物保護センターの中で行うのは、避妊又は去勢手術や予防ワクチン等の予防的なものを期待したい。それによってボランティアの負担が軽減する。

委員

大学には何を担ってもらうのか。

委員

学生による避妊又は去勢手術等の見学の受入等を動物保護センターにしていただけとありがたい。

委員

飼い主のいない猫を避妊又は去勢手術をするための捕獲器を行政では貸してくれないという相談が来る。

事務局

今年度から地域の保健福祉事務所で捕獲器の貸出をしている。

委員

相模原市では、避妊又は去勢手術のために捕獲器を使ったことを示せるよう猫の写真も添付してもらっている。

委員

検討会も今日で3回目である。他に何かあるか。

事務局

小学校のカリキュラムも難しくなっている中で、動物愛護の普及啓発について実現可能な点についてご意見いただきたい。

委員

動物との触れ合いのために児童を外に連れていくのは難しいが、実際に動物に触れ合うことはインパクトも大きい。動画による普及啓発ができるよう ICT の充実も大切である。

委員

ある小学生がネコを拾い、拾ってから1年間、総合学習の授業として新しい飼い主探しのポスターを作ったことがある。

委員

学校飼育動物は減っているのか。

委員

藤沢市は減っていない。動物の数は減ってはいないが、外国語が導入されることにより、総合的な学習の時間を使っての取組みが削られる懸念は持っている。

委員

教育委員会と連携することが大切である。

委員

動物保護センターは県民が行きやすい場所ではない。譲渡会は大して人は来ないのではないのか。

委員

多いときと少ないときがある。

委員

本日の検討をふまえ、今後、事務局が資料を精査していくと思われるが、今後のスケジュールはいかがか。

事務局

本日の議事録は、県のホームページに報告する。3月中をめどに最終報告をいただきたい。

報告書にするまでのもう少しの間ご協力いただきたい。

以上